

(続紙 1)

京都大学	博士 (人間・環境学)	氏名	FEDOROVA ANASTASIA
論文題目	Japan's Quest for Cinematic Realism from the Perspective of Cultural Dialogue between Japan and Soviet Russia, 1925-1955 (ソビエト・ロシアとの文化対話から見た日本映画史におけるリアリズムの追求、1925-1955)		
(論文内容の要旨)			
<p>本論文は、日本映画制作における「リアリズム」探求史を、日本とソビエト・ロシア間の映画交流を軸に考察したものである。1925年から55年までの日ソ間の映画交流(両国間における映画作品の上映/興行、映画理論の受容、また留学体験を通しての映画知識と理念の共有、合作映画の共同製作など)の契機をリサーチ分析することによって、映画を通しての日ソ間交流を促進させていたのが、日本とソビエト・ロシア両者の映画の「リアリズム」に対する強い観念であったことが明らかになった。本論の結論部では、日ソ両映画界に部分的に共通していた強い「リアリズム」観念が、同時代の古典的ハリウッド映画の、観客精神を安定化させる優雅なパターンの世界的影響力への対抗心であると主張され、日ソ映画人が目指していた「リアリズム」という映画潮流は、世界映画史のメイン・ストリーム(ハリウッド映画)に対するイデオロギー的かつ美学的オルターナティブの探究として定義づけられる。</p> <p>全5章からなる本論文は、日ソ間の映画交流を年代順に考察してゆき、1920年代後半にソビエト映画の「リアリズム」に感化されていた日本映画が、世界大戦をはさんで、いかなる変貌を遂げ、いかなるプロセスを通して、1950年代のソビエト・ロシアで、リアリズムの規範として認識されるようになったかを明らかにする。すなわち、1925年から55年までの30年間に、両映画界の世界的地位が「入れ替わった」経緯が史的事実の調査・分析に基づいて論証されている。</p> <p>第1章ではまず、戦前の日本における知識人の「リアリズム」観が形成されるにあたって、ソビエトの「ドキュメンタリー映画」、特にヴィクトル・トゥーリン監督の『トゥルクシブ』(1929年)に代表されるソビエトの「紀行映画」が果たした役割を論証する。またソビエト・ロシアの公共機関VOKS(対外文化連絡協会)における日本との文化交流活動を検証する。そして「プロレタリア・リアリズム」や「機械リアリズム」といった概念とソビエト映画との関係性、ソビエト映画におけるアジア人種表象とリアリズムとの関係性を論証する。</p> <p>第2章では、日ソ初の驚異的合作映画である、サウンド・ドキュメンタリー『大東京』(1933年)の製作・公開の分析をもとに、第1章におけるソビエト映画のリアリズムやモンタージュ技法に対する日本映画人たちの期待が、日本文化を海外に紹介するドキュメンタリー映画のなかで如何に体现され得たのかが論じられる。この作品を完成させるためにモスクワへ赴き、録音作業を統括した、すぐれた映画音楽家、山田耕筰の体験や、当時の日本映画界で始まったトーキー・リアリズムに対する認識を踏まえながら、サイレントからトーキーへの移行期という特異な時代背景が生み出した、現在、日本では見る</p>			

ことのできない国際プロジェクト映画『大東京』に詳細なテキスト分析を施している。

第3章は、1920年代後半にソビエト・ロシアに留学し、映画製作の諸技法を学んだ後、日本を代表するドキュメンタリー映画作家となった、すぐれた映画作家、亀井文夫の作風を分析する。留学中に製作された亀井のソビエト・ロシアのアヴァンギャルド映画と亀井が戦時中の日本で創ったドキュメンタリー映画を比較することで、亀井がソビエト・ロシアのモンタージュ技法を、当時の日本社会の政治的・文化的ニーズにあわせて変容させながら、如何に先行ソビエト映画を引用しつつ独創的な映画作家となったかが明らかにされる。戦時中の亀井作品には、エイゼンシュテインやエロフェエフ、ヴェルトフといった1920年代のソビエト・ロシアのすぐれた映画作家に特徴的な作風と類似する要素が基本、認められる。

第4章では、敗戦後の被占領下日本におけるソビエトの「社会主義的リアリズム映画」、および戦後の新しい映画理論受容を考察する。戦後直後の日本で人気を集めていた、勸善懲悪の主題に基づく児童映画『不死身の魔王』（1944年）や音楽映画『シベリア物語』（1947年）は、占領下で制作／上映禁止されていた日本映画の「時代劇」に代わる役割を社会的にも果たしていたことが推測される。占領下の日本におけるソビエト映画人気の最大の要因はそのカラー技術の目新しさにあったが、ソビエト映画は更に、その保守的なモラルから、日本の現代と過去を繋ぐリンクとしての役割も果たしていた。本章はまた、日本の左翼雑誌『ソヴェト映画』（1950～1954年）における「民族性」を巡る議論のリサーチ分析をすることで、またソビエト映画の違法上映に携わっていた、すぐれた映画資料収集家、牧野守の長年の仕事をリサーチすることで、当時のソビエト映画が戦後初期の日本でタブー視されていた愛国主義の、いわば「代理」映画としての役割を果たしていたことも明らかになる。

第5章では、かつてソビエト映画独自の「リアリズム」に共感していた日本映画作家たちが、次第にソビエト映画市場に進出し、傑出した映画リアリズムを認識させるに到るまでのプロセスが考察される。亀井文夫監督の劇映画『女ひとり大地を行く』（1953年）のソビエト公開を例に、日本映画において「社会主義的リアリズム」の規定が如何に再解釈されたかが論じられ、亀井作品のソビエト公開がスターリン政権下で衰退していた、かつての傑出したソビエト映画芸術の復活をはたして再建的な影響を論証する。

本論文の主要な理論的枠組みをなすのは、20世紀を代表する記号学者、ユーリ・ロトマンの「文化の対話」や「周縁性の力」に対する諸議論である。序論でこれらの理論を導入したのち、本論文はロトマンが提案する「文化の対話」における五つのステージを、日露映画交流史に導入し、序論に次ぐ全5章のなかで、個々のステージを詳細に見ていく。また、本論文における論証の基盤となっているものは、日本、アメリカ、ロシアの諸図書館や諸フィルム・アーカイヴにおける膨大な一次資料の綿密なリサーチ分析である。

(続紙 2)

(論文審査の結果の要旨)

本論文は、日本とソビエト・ロシアの映画史（1925年～1955年）を両国における映画リアリズムの追求という観点から考察し、日本の左翼的映画人のリアリズム観が形成、変換されるにあたって、ソビエト・ロシアとの映画交流（相互間における映画作品や映画理論の受容、留学体験を通しての映画知識の共有、合作映画製作など）が果たしていた役割を解明したすぐれた比較映画史研究である。

本論文は、まず日露文化交流史や、日本映画におけるリアリズムに関する先行研究を踏まえ、戦前の日本におけるモンタージュ理論の受容といった限定的なテーマに関する研究を除けば、両国間における映画を通しての交流が、これまで本格的な学術的探究の対象になってこなかったことを明らかにしている。本論文は、世界各地の図書館やフィルム・アーカイヴにおける緻密な調査、そこで得られたデータの詳細な分析を通して、これまでの映画史研究における空白を埋めるものであり、その点において、日露文化交流史や日本とソビエト・ロシア個々の映画史に限らず、世界映画史やリアリズム研究、トランス・ナショナルな社会運動史研究においても重要な意義を有する。

本論文の第1章では、1920年代後半～1930年代初頭の日本において、ソビエト・ロシアの映画がリアリズムという概念と連想されるようになった主要因として、日本で上映され、活字メディアを通して紹介されていたソビエト映画のドキュメンタリー的な傾向や、アジア人種の肯定的な描写、戦前の日本におけるマルクス主義の拡散が挙げられている。本章ではまた、GARF (The State Archive of Russian Federation) での調査をもとに、これまでの先行研究では取り上げられることが非常に少なかったソビエトの公共機関、VOKS (対外文化連絡協会) で応用されていた日本に対する文化政策が考察されている。すなわち、モスクワ本部と日本におけるVOKS代表者、エヴゲニー・スパルヴィンとの往復書簡は、昭和初期における日本映画界の特異性をソビエト・ロシアのイデオロギー的および文化的観点から論じられた貴重な資料であり、これを検証素材としている本章は、そのオリジナリティーと先進性において高評価に値する。

第2章では、日本の知識人がソビエト映画（特にソビエト・ロシアのドキュメンタリー映画と紀行映画）のリアリズムに対して抱いていた期待が、ソビエト・ロシアとの合作映画『大東京』（1933）の製作／公開を通して、いかに裏切られたかを解明している。これまで現存しないものだとみなされていたトーキー映画『大東京』のフィルムがモスクワ郊外の記録映画・写真国立アーカイヴ (The State Documentary Film & Photo Archive – RGAKFD) に所蔵されていることを調査発見したうえで、本フィルムのテキスト分析を行いつつ、日本とソビエト・ロシア双方の活字メディアにおける映画『大東京』の受容を考察した本章は、『大東京』の録音作業をモスクワで行った山田耕筰の作曲家としての意図が、日ソにおける音楽文化の違いや、互いのそれに対する理解の乏しさ、国際関係の変化などに伴い、いかに覆され、トーキー・リアリズムから遠ざかって行ったかを解明し、また、サイレントからトーキーへの移行期における、日本人の映画「音響」に対する認識の変化に新たな光を当てることができた点において、大きな意義を有する。

第3章は、ソビエト・ロシアへの留学中に映画製作法を学び、後に日本を代表するドキュメンタリー映画作家として名を挙げ、生涯リアリズムの追求を目指した亀井文夫の作風を考察する。入手困難な亀井映画作品全てを東京国立近代美術館フィルム・センターと川崎市市民ミュージアムで、自分一人のために上映してもらい、それらの作品のなかで応用されている編集方法を、亀井が留学していた当時のソビエト・ロシア (1929～1931) で台頭していたモンタージュ技術の代表例と比較することで、戦時下の

日本（1930年代後半～1940年代初頭）で作られていた亀井文夫のドキュメンタリー映画と、1920年代を中心に作られていたソビエトのアヴァンギャルド映画との間に存在する連繋性が具体的かつ厳密に解明されている。本章の注目すべき研究意義の一つは、戦時下の亀井作品や亀井の映画理論を解析することで、従来、日本映画史で論じられていなかった亀井の映画作家としての特異性をより鮮明に浮き彫りにし、亀井の残した芸術的遺産が、日本国内のドキュメンタリー作家や社会派の映画監督たちに限らず、現代ロシアにおける世界映画史上傑出した非商業的芸術映画作家アレクサンドル・ソクーロフの映画作品にも多大な影響を及ぼした観点を解明している点にある。

第4章では、戦後初期の日本で上映され、広い観客層の人気を集めていたソビエト映画が、被占領下の日本でタブー視されていた愛国主義の「代理」として機能していたことが解明されている。本章では、ソビエトの社会主義リアリズム映画が奨励していた保守的なモラルや、集団性、反西欧的なスタンスが、戦時中の日本で増産されていた国策映画と類似するものであったことが実証され、ソビエト映画が戦後日本の現在と過去を繋ぐリンクとしての働きを担っていたことが解明されている。戦後日本の左翼的映画作家や批評家が、ソビエト映画において最重視していたのが、その民族性および楽観的な将来思考であったことを実証するにあたって、本論文は専門雑誌『ソヴェト映画』の網羅的調査を実施し、更に戦後初期の日本においてソビエト映画の違法上映に携わっていた牧野守（現在の日本最大の個人的映画資料収集家および、かつての旧ドキュメンタリー映画作家）とのインタビューを行い、彼のプライベート・コレクションに所蔵されている資料群の解析を実施した点においても評価に値する。

第5章で特筆すべきは、GARFでの緻密なリサーチや、ソビエトの活字媒体の調査を通して集められた一次資料の分析をもとに、1920年代から1950年代までのソビエト・ロシアにおける日本映画の受容パターンを検証し、その特徴を解析した点である。ソビエト・ロシアで支配的な芸術潮流であった社会主義リアリズムの影響下で制作された亀井文夫の劇映画『女ひとり大地を行く』（1953）がソビエトで一般公開された最初の日本映画であつという新事実を解明している点においても、本論文は充実した映画史的意義を有する。当時のソビエト・ロシアで公開され、現在はモスクワ郊外の国立フィルム・アーカイヴ（ゴスフィルムフォンド）に収蔵されている『女ひとり大地を行く』を、日本で上映されていた本作品の別バージョンと比較検証することで、日ソ間に存在していた社会主義リアリズムに対する認識の違いを鮮明に浮かび上がらせていることもまた、本論文の映画学術的意義の一つである。

本論文の議論は、すべて入手困難な一次資料に基づいて実証されており、論文全体は世界的に認められている記号学者、ユーリ・ロトマンの理論的枠組みに沿って構成され、そのことによって、一貫した論理性、明瞭性を有している。本論文が学术界の共通言語である、すぐれた英語で執筆されている点も評価に値する。もっとも、本論文が広い知的射程を持つすぐれた膨大な実証的研究である反面、個々の映画作品分析については、さらなる詳細化の余地も残している。

とはいえ、本論文は、各国の人間の文化的・社会的変容へ少なからぬ影響を及ぼしてきた映画芸術史に、いくつもの新たな発見を実践したものである。その意味では、共生人間学専攻、人間社会論講座の理念に十二分に適合する、すぐれた研究である。

よって本論文を博士（人間・環境学）の学位論文として価値のあるものと認める。また平成26年1月9日の調査委員会にて、論文内容とそれに関連する種々の事項についての口頭試問を行なった結果、合格と認めた。

なお、本論文は、京都大学学位規程第14条第2項に該当するものと判断し、公表に際しては、（博論の英語版書籍刊行日程と著作権問題がまだ決定されておりませんので）当該論文の全文に代えて、その内容を要約したものとすることを認める。

要旨公表可能日： 年 月 日以降